

川越市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和4年10月17日 午後2時
- 3 閉 会 令和4年10月17日 午後2時10分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、教育総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼教育指導課長岡島一恵、教育総務部参事兼中央公民館長中里良明、教育総務部参事兼博物館長大澤 健、学校教育部参事兼学校管理課長西貝俊哉、学校教育部参事兼教育センター所長嘉手川 満、教育財務課長飯野雅史、地域教育支援課長武藤貴子、文化財保護課長齊木 隆、中央図書館長富田 稔、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長宮下 浩

8 前回会議録の承認

令和3年度第14回定例会会議録、令和4年度第1回定例会会議録、第2回定例会会議録、第3回定例会会議録、第4回定例会会議録、第5回定例会会議録及び第6回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第34号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

参事兼学校管理課長

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和4年10月1日から施行されることに伴い、本市の学校職員の育児休業に関して必要な事項を定めている川越市立学校職員服務規程の一部を改正する必要性が生じたが、改正に伴う参考例の通知から、施行期日までの期間が短く、急を要し、教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、当該決裁を教育長が臨時に代理したので、今回会議において教育委員会に承認を求めるものである。

改正の趣旨は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規程と同様に、本市の学校職員の育児休業に関して必要な事項を定めている川越市立学校職

員服務規程の一部を改正しようとするものである。改正の概要として、育児休業及び子の誕生日から57日間以内に取得する産後パパ育休が原則2回まで取得可能となることに伴い、規定及び様式を改めるとともに、産後パパ育休の請求期限を、育児休業しようとする期間の始まる日の2週間前としようとするものである。効果として、学校教職員の育児休業の適正な運用が図れるものである。

委員

法律の改正内容について伺いたい。また、教職員の休みが増えるということだが、代替職員の対応についても伺いたい。

参事兼学校管理課長

改正前の育児休業については、育児休業及び産後パパ育休の取得は原則1回で、産後パパ育休の請求は育休取得の1箇月前までであった。改正法の施行により、育児休業及び産後パパ育休は原則2回まで取得することが可能となり、産後パパ育休の請求は育休取得の2週間前までとなったものである。なお、いわゆる育休代替の配置については、現状では、担い手が不在であり、学校にすぐに配置できていないことが課題である。

委員

代替職員の確保は、大きな課題であると考えているが、県教育委員会はどのように考えているか伺いたい。

参事兼学校管理課長

状況については、本市教育委員会からも県教育委員会に対し改善を要望している。県教育委員会も教員確保のための様々な取組を行っているところであるが、現実的には思うような配置はできていない。

委員

現状では、校長が担い手を探しているという話も聞いている。代替教員を探している校長に対する支援について伺いたい。

参事兼学校管理課長

本市教育委員会としても積極的に担い手を探しているが、なかなか見つからない現状である。そのため、校長会等でも教員確保についてお願いしているところである。例えば、以前に一緒に勤務したことがあるなどのことを含めると、学校現場からお願いすることで前向きに検討してもらえたこともあった。このようなことを踏まえると、今後も学校に対しては協力をお願いせざるを得ないと考える。しかしながら、教員の確保は、本市教育委員会及び県教育委員会の責務であり、引き続き教員確保に向けて様々に努力していきたいと考える。

委員

教員確保に向けて、例えば希望者がいるなどの情報を共有するネットワークを構築することについて伺いたい。

参事兼学校管理課長

本市教育委員会としては、教員養成大学などに出向いて協力を求めている。

教育長

情報を入手して人材の確保に努めていくことは必要であるため、引き続き取組を進めてもらいたい。

(全員意義なく原案どおり決定)

10 その他

- (1) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、長谷川委員が指名された。
- (2) 次回教育委員会は、令和4年11月9日(水)午後2時開催に決定した。